

## 第46回市町村職員を対象とするセミナー 「生活保護制度の見直しについて」

1 日 時 平成17年5月23日(月) 13:00~17:00

2 会 場 厚生労働省7階専用第15会議室

### 3 目的

今年度から導入を推進することとした自立支援プログラムについて、導入の経緯や背景を説明するとともに、モデル事業として昨年度より取り組んでいる大阪府八尾市、就労支援に組織的に取り組んでいる京都市の事例紹介を行うことにより、現在自立支援プログラムの導入に取り組んでいる実施機関(市及び福祉事務所を有する町村)を支援することを目的とする。

### 4 プログラム

I 開会	13:00
II 厚生労働省挨拶 厚生労働省社会・援護局保護課長 岡田 太造	13:00~ (10分)
III 厚生労働省からの説明 「生活保護の見直しと自立支援プログラム」 厚生労働省社会・援護局保護課長補佐 川久保 重之	13:10~ (60分)
IV 地方自治体における事例の報告	14:10~
①「八尾市における生活保護受給母子世帯自立生活支援事業」 八尾市保健福祉部生活福祉課課長補佐 寺沢 章氏	(70分)
②「京都市における就労支援の取組」 京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課課長補佐 荒木 修生氏	15:20~ (70分)
V 厚生労働省及び事例発表者への質疑・応答	16:30~ (30分)
VI 閉会	17:00

※進行には万全を期してまいります。場合によっては終了時間を超過する場合がございます。予めご了承ください。

# 第46回 市町村職員を対象とするセミナー 配布資料一覧

## 資料1 厚生労働省説明資料

- ・「生活保護の見直しと自立支援プログラム」～生活保護業務の改善～

## 資料2 地方自治体における事例の報告①

- ・「八尾市生活保護受給母子世帯自立生活支援事業」について

## 資料3 地方自治体における事例の報告②

- ・「京都市における就労支援の取組について」  
～組織的な取組による自立支援の推進に向けて～

## 参考資料

- ・「生活保護 就労支援の手引き」（京都市保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

## 厚生労働省説明資料

### 「生活保護の見直しと自立支援プログラム」

～ 生活保護業務の改善 ～

厚生労働省社会・援護局保護課

# 生活保護の見直しと自立支援プログラム

～生活保護業務の改善～

厚生労働省社会・援護局保護課  
課長補佐・生活保護自立助長専門官 川久保 重之

## 1 生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告

### 生活保護制度の見直しの概要

社会保障審議会福祉部会生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書(平成16年12月15日)を踏まえ、社会経済情勢、家族形態の変貌等に対応するため、生活保護基準や制度・運用の在り方と自立支援の見直しを実施

○現在の生活保護の制度や運用の在り方で生活困窮者を十分支えられているか

○経済的な給付だけでは被保護世帯の抱える問題への対応に限界があるのではないか

○担当職員個人の努力や経験等に依存しやすくなっている実施体制に困難があるのではないか

○自立・就労を支援し、保護の長期化を防ぐための取組が十分であるか

### ○生活保護基準の在り方の見直し

- ・生活扶助基準の5年に一度の定期的検証
- ・老齢加算の段階的廃止
- ・母子加算の見直し
- ・高校就学費用の給付 等

### ○制度・運用の在り方と自立支援の見直し

- ・自立支援プログラムの導入
- ・実施体制の整備
- ・資産、能力の活用等の在り方の見直し 等

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004(抄)

(平成16年6月4日閣議決定)

(生活保護の見直し)

- ・社会経済情勢の変化等を踏まえ、加算等の扶助基準の見直し、保護の適正な実施に向けた地方公共団体の取組の推進など、制度、運営の両面にわたる見直しを行い、平成17年度から実施する。特に、雇用施策と連携しつつ、就労及び自立を促す。

## 2 生活保護業務の改善について

- 生活保護業務の改善の目指すのは、現場(ケースワーカー等)が抱える様々な問題を解消し、やりがいがある仕事にすること

### (1) 誰でも行える業務へ

- 生活保護制度の目的

最低生活の保障



主に金銭(又は現物)を給付することにより達成

自立の助長

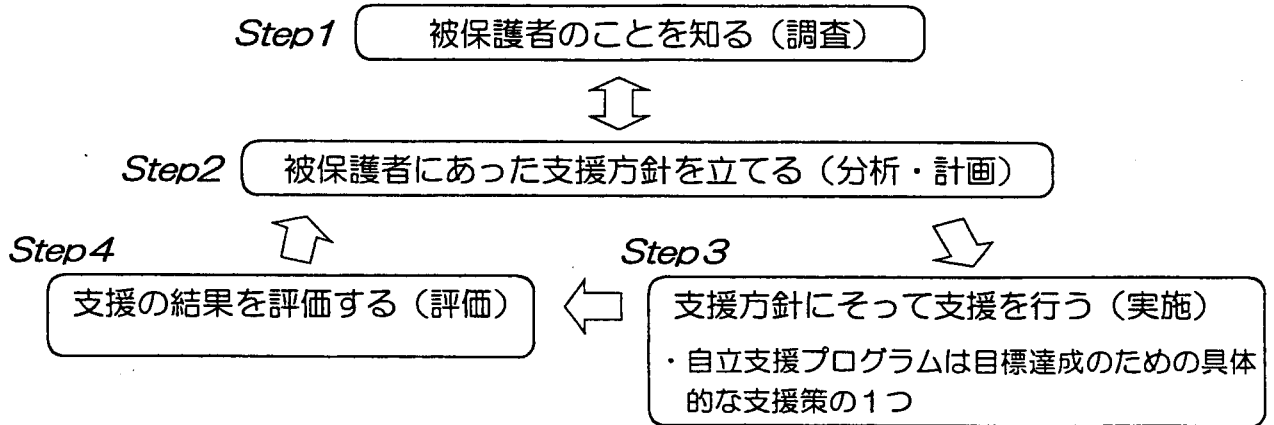


主にケースワークにより実施

### 【課題】(就労自立の例)

- ・被保護者に対して、例えば「働いてください」というだけで目的が達成することができるほど甘いものではない
- ・即効薬といえるほどの手法はない
- ・これまでの実践により得られたノウハウが実施機関等に蓄積

## 基本的な考え方



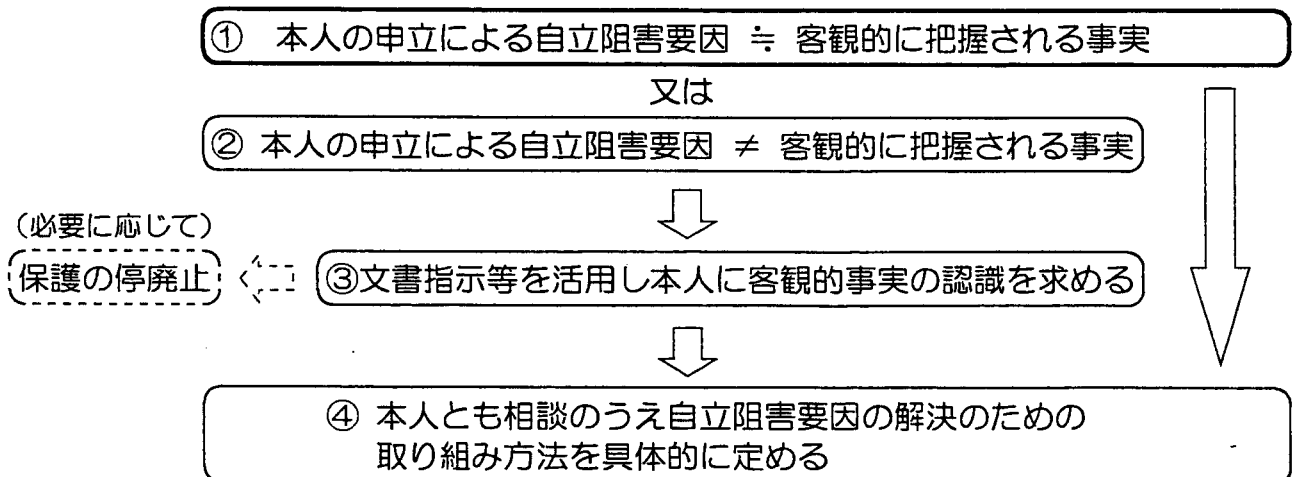
### Step1「被保護者のことを知ること」(調査)

- 多くの要因の中から解決の手を打つべき重要な要因（喫緊の要因）を絞り込み、まずその解決を図っていく

「80/20の原則」 数ある要因の中から20%の重要な要因を選び出して解決の手を打てば、それだけで80%は解決できる。

「ABC分析の法則」 数ある要因を分類整理して、その重要な順に解決の手を打っていけば、効率的に問題点は解決される。

- 自立阻害要因を把握する手法

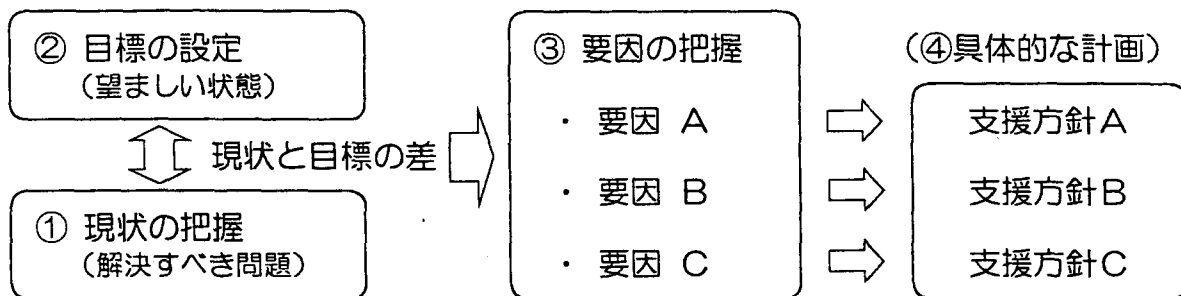


○ マニュアル（チェックシート）化、様式化

- ・ 主治医訪問の方法、就労状況の聞き取りの工夫、レセプト点検の方法、就労の可否の指針化
- ・ 様式に記載する習慣付け、記載の有無のチェックが別途必要

Step2「被保護者にあった支援方針を立てる」(分析・計画)

【支援方針策定手順】



① 現状の把握 から いきなり ④ 具体的な計画 ❌

○ 具体的な支援方針のイメージ

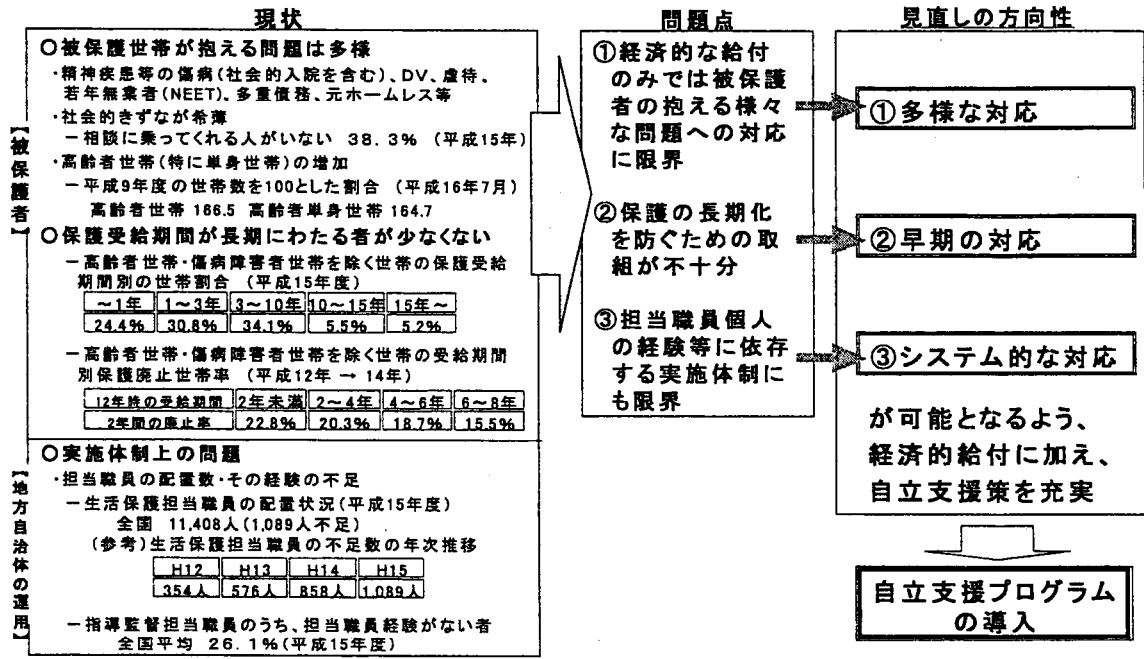
× 従来、稼働能力のある者への処遇は、処遇方針を「就労指導」としたうえ、本人に就労するよう指導するとともに求職状況報告書の提出を求めるような形

○ (大目標) フルタイムでの就労開始 (目標達成期限: ○○年○月 ( か月後))

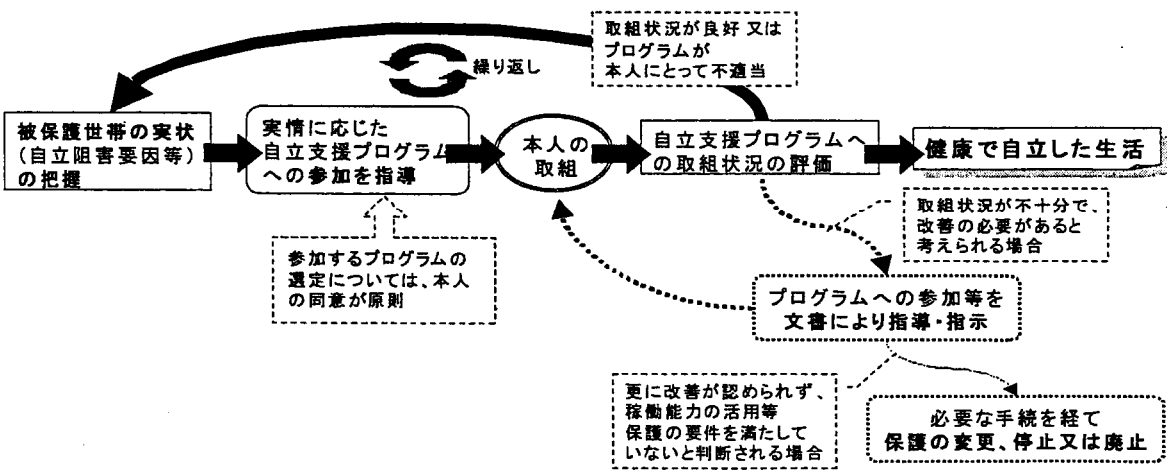
目標達成のための小目標	実行者	内 容	頻 度	期 限 (期間)	期待される変化(評価指標)
履歴書の書き方教示		履歴書を書かせる	1回	4月	履歴書が書けるようになる
面接の仕方教示		面接に当たっての留意点や心構えを教える	1回 (会社訪問前に再確認)	4月	自信を持って面接を受けられるようになる
職安への同行		求人票の閲覧及び会社紹介方法を教える	月1回	4~7月	本人のみで紹介を受けることができる

**Step3 支援方針にそって支援を行う（実施）**

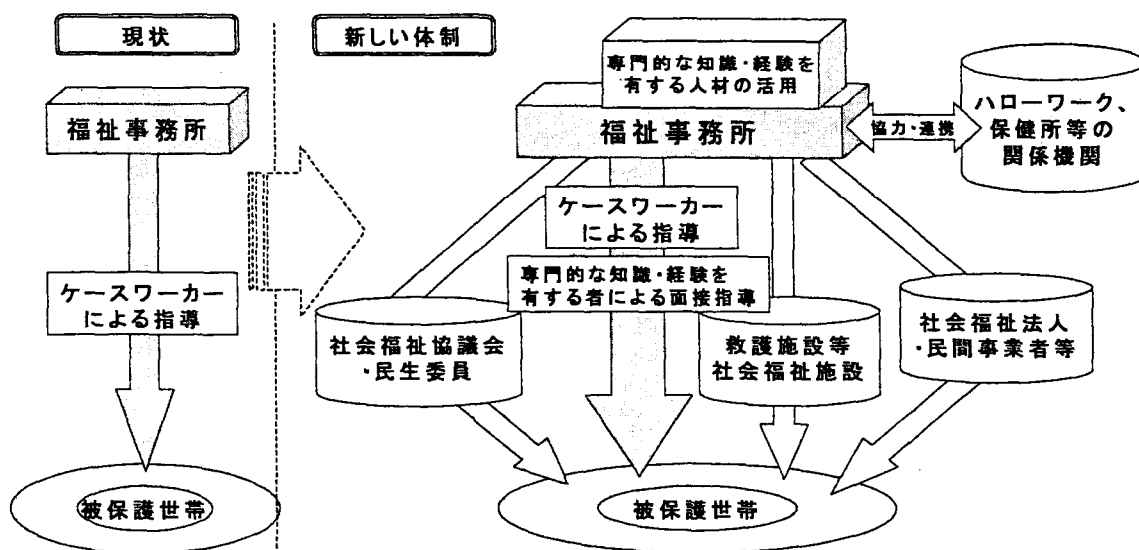
○ 自立支援プログラムによる支援



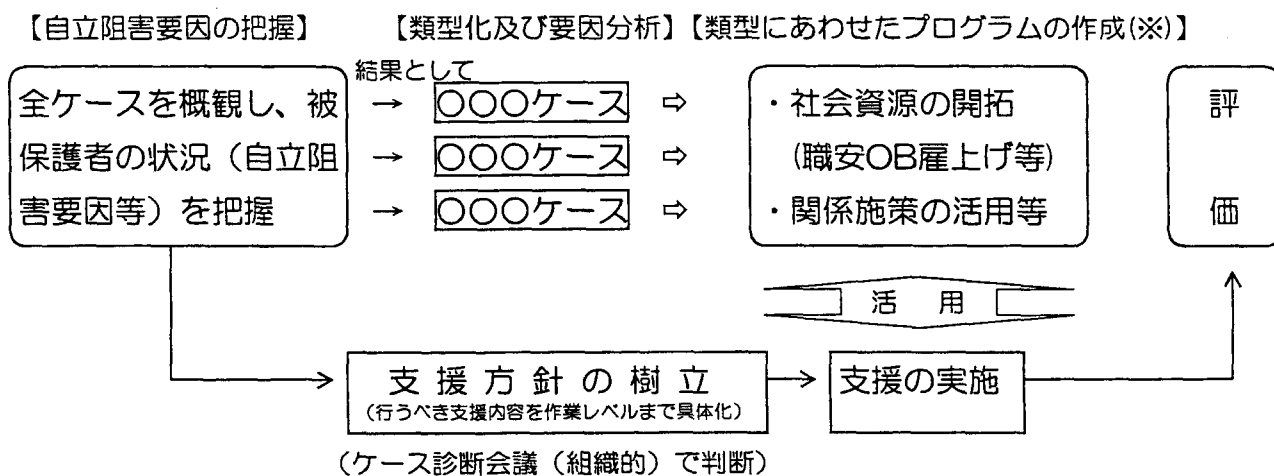
○ 自立支援プログラムに基づく自立・就労支援の流れ



○ 自立支援推進体制のイメージ



○ 自立支援プログラムの策定手法（例）



※ プログラムの内容としては、就労活動支援だけでなく健康管理、意欲向上支援、社会貢献活動、職業訓練等による技能修得等を含む

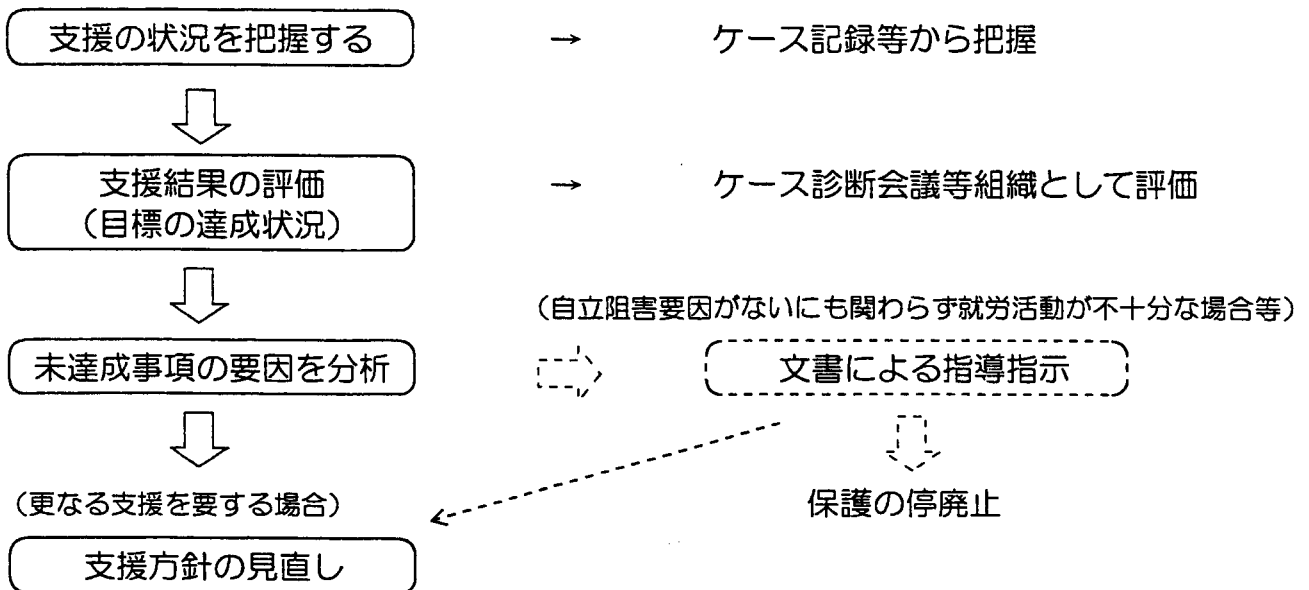
○ 自立支援プログラムを導入することにより期待されるもの

- ① 「多様な対応」、「早期の対応」、「システムの対応」が図られる。
- ② どこでも同じ対応すること（制度への信頼確保、ほころびをなくす）
- ③ 目が行き届くことの重要性（対CW、对被保護者）
- ④ 結果から成果へ



## Step4 支援の結果を評価する（評価）

【評価の流れ】



### (2) 福祉事務所における生活保護業務の実施方針

- 実施方針の策定が、これまで以上に「計画—実施—評価」というサイクルを意識し、福祉事務所職員の参加により行われることにより、生活保護業務における「計画—実施—評価」の意識付けがされることを期待。

#### ア 従来 の 位置づけ

実施方針（運営方針）はその年度における当該実施機関の進むべき方向、取り組むべき重点事項を示すものであり、その実施機関が現在抱えている問題点についての改善の方向を示すものである。実施方針の策定については、実施要領上は明記されていないが、監査の実施要綱において、策定の有無、内容の是非を問うこととしている。

(参考)「生活保護法施行事務監査実施要綱」

#### 6 組織的な運営管理の推進

##### (1) 計画的な運営管理の推進

##### 2 運営の方針及び事業計画の状況

- (1) 生活保護の運営については、ケースワーカー等関係職員が参画し、本庁が福祉事務所に対して示した指針、当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で基本的な方針が決められているか。
- (2) 生活保護の運営は、基本的な方針を踏まえ、事業計画を策定するなど計画的に

行われているか。また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。

#### 7 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底

##### 1 福祉事務所の実情に応じた取組状況

- (1) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析を行う等により、実情に応じた具体的な対応策が講じられているか。
- (2) 地域特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析を十分に行う等により、問題点に対する対応策等が計画的に講じられているか。
- (3) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
- (4) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。

#### イ 現行の問題点

一部の福祉事務所における運営方針の内容をみると、保護の動向の分析や問題点の根本的な要因の分析、指導監査の指摘事項についての原因分析が十分でないことに起因して、毎年同じ内容でとなっているもの、運営方針に掲げられた目標が達成されていないもの、福祉事務所内に十分周知されていないもの等形骸化している状況がみられる

##### (例) 訪問調査活動が十分に行われていない場合

監査指摘：訪問調査活動の実施がされておらず被保護者の生活実態の把握が不十分

改善回答：訪問計画に沿った訪問調査活動を行うよう所内会議で周知

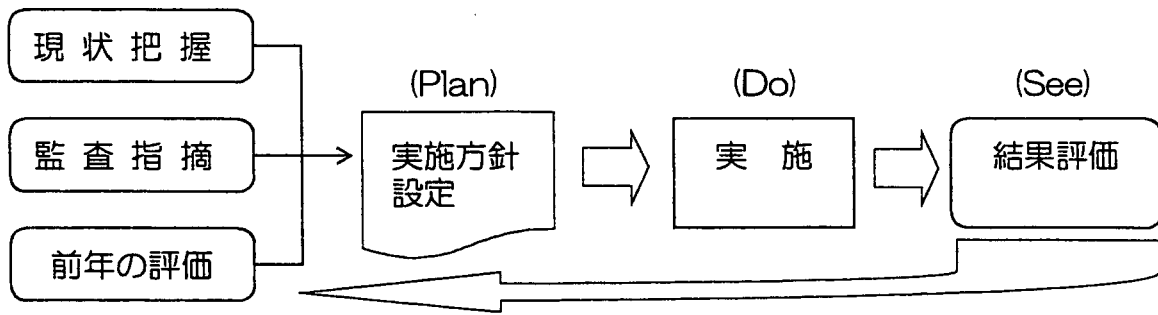
運営方針への反映：訪問計画に沿った訪問調査活動の的確な実施を図る

→ 要因分析がされず、上記のような改善のみでは問題が改善されない

#### ウ 実施方針の策定方法の改善

##### (ア) PDSシステムの導入

実施機関の活動の基礎となる実施方針に、①目標を立て、②実施し、③評価するという一連の流れを取り入れ、実施方針の達成状況を当該実施機関の実施水準として捉える。結果として、生活保護業務の実施のあらゆる場面においてこうした考え方が汎用されるようにする。



(イ) 各段階における留意点

① 現状把握について

各実施機関において、保護の動向及び雇用情勢など地域の状況について、客観的な資料等に基づいて分析を行い、対応すべき課題について整理する。

【例】

- ① 保護の動向
  - ・開始ケース、廃止ケースの動向
  - ・世帯の類型別にみた動向
  - ・医療扶助費、介護扶助費の動向
- ② 地域の雇用情勢
  - ・有効求人倍率の動向、ハローワークや新聞広告等による求人の動向
  - ・具体の求人情報の把握
- ③ その他の地域情勢
  - ・公営住宅の状況
  - ・病院や社会福祉施設の設置状況
    - 雇用情勢が改善しているにもかかわらず、開始ケースの増加や就労による廃止ケースが減少している
    - 無料低額宿泊所が設置され、新規申請の増加が予想されるが、対応方針が確認されていない

② 監査指摘事項（実施機関の抱える問題点）

前年の監査指摘事項などを踏まえ、実施機関の抱える問題点について把握する。なお、問題点の把握については、単に問題点を列記するだけではなく、問題点を分析し、その問題が生じている要因を把握する。

【例】

- 問題点：病状把握が不十分
- 要因：
  - ・嘱託医協議の方法や内容が定まっておらず十分に活用が図られていない
  - ・主治医訪問について医療機関の協力が得られにくい
  - ・具体的な聴取方法が明確になっていないため、抽象的な病状把握になっており、その後の処遇につながっていない

### ③ 前年度の取組に関する評価

前年度に行った取組の結果の分析に基づいて、改善を図る事項の有無について検証する。

#### 【例】

前年度取組：各CWあたり1ケースを就労支援ケースとして選定し、ハローワークへの同行訪問を行う

事業結果：・対象ケースを選定し重点的な指導を行ったことにより、ハローワークへの同行訪問件数が〇〇%増加した

・しかし就労を開始したケースは〇%増にとどまった

問題点：・応募書類の送付は行うが面接まで至らない場合が多い

・パソコン操作が条件となっている求人が多く、被保護者の状況とのミスマッチが生じている

### ④ 実施方針の策定

- ・ 実施方針の策定については、業務全般について網羅するものではなく、既に恒常的な業務として定着している事項及び重要性や緊急性が低いと考えられる事項は除き、早急な改善や対応が必要な事項を中心として策定する。
- ・ 実施方針には、問題を生じている要因の改善に向け取り組む内容が明らかとなるよう、具体的な手順や方法を盛り込む。
- ・ また、できる限り数値目標を設定するなど、あらかじめ取組の効果を測定する指標を設定する。
- ・ 実施方針は、査察指導員、又は査察指導員と現業員の代表者で構成する策定委員会等によって原案を作成し、これを実施機関の長以下関係職員の参加のもとに十分討議し、実効性のある方針を立てる。

#### 【例】

母子世帯の就労支援に努める（×）



- ・ 他の自治体の事例等を参考にし、就労支援のマニュアルを作成する。
- ・ 母子世帯のうち、各ケースワーカーあたり1名を目処に、就労支援対象ケースとして選定する。
- ・ 選定にあたっては、健康上の問題により就労が困難なケースを除くとともに、子供の養育等の問題が少ないケースを優先して選定する。
- ・ 対象ケースについては、就労支援員を中心となり、各ケースワーカーとの連携の下、以下のとおり就労支援対策を実施する
  - ①就労に向けた希望の聴取及び地域の雇用情勢、求人の動向に関する説明
  - ②履歴書の書き方、面接の受け方、ハローワークの活用方法について指導
  - ③ハローワークへの同行訪問（具体的な求人情報の提供→応募）
  - ④結果の確認及びフォローアップ
- ・ 対象ケースのうち、〇〇%（〇〇世帯）の就労開始を目標とする。

⑤ 事業計画の策定及び取組の実施

- ・ 実施方針に基づき、月別にあるいは四半期毎に、取り組むべき重点事項及び調査事務や各種研修会等の具体的な取組の内容及び実施時期を明らかにするため事業計画を策定する。
- ・ 事業実施にあたっては、適宜進行状況の確認を行い、必要に応じ計画の見直しを行うなど、確実な事業実施に努める。

【事業計画例】

○ 母子世帯の就労支援(事業計画)

事 項	担当者	実 施 時 期			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
マニュアル作成	作成チーム	4/1-4/30			
ケース選定	CW・SV	5/1-5/30			
面接指導	就労支援員 CW	6/10-----12/20			
ハロワーク同行	就労支援員	6/20-----1/15			
進行状況把握	SV	8/1      10/1    12/1			
結果集約	SV	1/15-1/30			
実施結果総括	課長以下	2/1-2/28			
計画見直し		3/1-3/31			

## 平成17年度における自立支援プログラムの基本方針

## 第1 自立支援プログラム導入の趣旨

- 今日の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務、元ホームレス、相談に乗ってくれる人がいないため社会的なきずなが希薄であるなど多様な問題を抱えており、また、保護受給期間が長期にわたる場合も少なくない。

一方、実施機関においてはこれまでも担当職員が被保護世帯の自立支援に取り組んできたところであるが、被保護世帯の抱える問題の複雑化と被保護世帯数の増加により、担当職員個人の努力や経験等に依存した取組だけでは、十分な支援が行えない状況となっている。

このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とする現在の生活保護制度から、実施機関が組織的に被保護世帯の自立を支援する制度に転換することを目的として、自立支援プログラムの導入を推進していくこととしたものである。

- 自立支援プログラムとは、実施機関が管内の被保護世帯全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立阻害要因について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものである。

個々の担当職員の努力により培われた経験や他の実施機関での取組の事例等を具体的な自立支援の内容や手順等に反映させていくことにより、こうした経験等を組織全体として共有することが可能となり、自立支援の組織的対応や効率化につながるものと考えられる。

なお、全ての被保護者は、自立に向けて克服すべき何らかの課題を抱えているものと考えられ、またこうした課題も多様なものと考えられる。このため、自立支援プログラムは、就労による経済的自立（以下「就労自立」という。）のためのプログラムのみならず、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること（以下「日常生活自立」という。）、及び社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること（以下「社会生活自立」という。）を目指すプログラムを幅広く用意し、被保護者の抱える多様な課題に対応できるようにする必要がある。

## 第2 実施機関における自立支援プログラムの策定の流れ

### 1 管内の被保護者の状況把握

実施機関においては、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握する必要がある。

この際、被保護世帯を年齢別、世帯構成別、自立阻害要因別等に類型化するとともに、必要と考えられる自立支援の方向性を明確化する。

### 2 個別支援プログラムの整備

#### (1) 個別支援プログラムの整備方針

それぞれの類型ごとに明確化された自立支援の方向性について、次のような点を踏まえ、支援の具体的な内容、実施の手順等を定め、個別のプログラム（以下「個別支援プログラム」という。）として整備する。

ア 担当職員のこれまでの取組により培われてきた経験

イ 他の実施機関における取組の例

ウ 支援を実施するに当たって活用できる地域の社会資源（関係行政機関、

社会福祉法人等の民間事業者、民生委員等）の状況 等

#### (2) 個別支援プログラムの内容

地域の被保護者の実態を踏まえ、被保護者の抱える自立に向けての様々な課題に対して必要な自立支援を実施するため、就労自立の支援に関する個別支援プログラムのみならず、社会生活自立の支援及び日常生活自立の支援に関する個別支援プログラムについても適切に整備することにより、多様な対応が可能となるよう配慮する。

#### (3) 個別支援プログラムの整備方法

自立支援プログラムとして活用できる他法他施策（障害者福祉施策、介護保険等高齢者関係施策、母子福祉施策、雇用施策、保健施策等）、関係機関（保健所、精神保健福祉センター、公共職業安定所等）その他の地域の社会資源を積極的に活用する。こうした社会資源が存在しない場合には、実施機関等において必要な事業を企画し、実施する。

この際、他の実施機関における取組事例等を積極的に参考とするほか、専門的知識を有する者の非常勤職員や嘱託職員等としての雇用、地域の適切な社会資源（民生委員、社会福祉協議会、社会福祉法人、民間事業者等）への外部委託（アウトソーシング）等により、実施体制の充実を積極的に図るとともに、セーフティネット支援対策等事業費補助金や生業扶助を積極的に活用する。

### 3 自立支援プログラムによる支援の手順の策定

自立支援プログラムによる被保護者の支援に当たっての手順（被保護者の実状の把握、

個別支援プログラムの選定、被保護者への説明、支援状況の記録、定期的な評価等)を必要に応じて定める。

### 第3 平成17年度における自立支援プログラムの運用方針

#### 1 平成17年度における自立支援プログラムの策定・運用の目標

自立支援プログラムの策定については、第2に示した流れに基づき実施するものであるが、平成17年度においては特に次の点について留意されたい。

- (1) 実施機関は、管内の被保護世帯全体の状況を概観し、被保護者の状況やその自立阻害要因の状況を把握し、その状況を踏まえ優先的に対応が必要と判断される事項、あるいは地域の社会資源等に照らして早期に実施可能な事項から順に、対応する個別支援プログラムを積極的に整備する。
- (2) 個別支援プログラムとしては、地方自治体等が開催する講演会やセミナーへの参加、他法他施策を実施する関係機関が開催する無料相談等の利用等も考えられることから、簡便な支援策も含め、被保護者の抱える課題にできるだけ幅広く対応できるよう工夫すること。
- (3) 自立支援プログラムの定着に向けて、実施機関がより多くの自立支援の経験を積むことが必要であることから、各実施機関は、既存の他法他施策を活用して幅広い個別支援プログラムを整備した上で、まずはできる限り多くの被保護者が個別支援プログラムに参加することを目標とする。

#### 2 生活保護受給者等就労支援事業

平成17年度当初から実施される生活保護受給者等就労支援事業は、公共職業安定所と実施機関との連携により被保護者の就労支援を行うものであり、全ての実施機関において個別支援プログラム(生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム)として活用可能な事業であり、実施機関においては、まず本事業の実施に向け早急かつ優先的に取り組むこと。

#### 3 個別支援プログラムによる支援

実施機関は、準備が整った個別支援プログラムから順次、支援対象者を選定し、その被保護者に対してその内容等を周知するとともに、参加を促していくこととする。

この際、実施機関は、被保護者との信頼関係を築きつつ、被保護者の実状に応じた支援を実施するものとする。

また、定期的又は随時に被保護者への支援状況について把握するとともに、その後の支援方針に反映させることとする。



## 個別支援プログラム例

※ここに示す「生活保護受給者等就労支援事業」を除く個別支援プログラム例（対象者、支援例）は、あくまで例であり、各実施機関におかれては、地域の被保護者、社会資源や雇用情勢等の実状を踏まえ、適当と考えるプログラムを整備されたい。

### 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

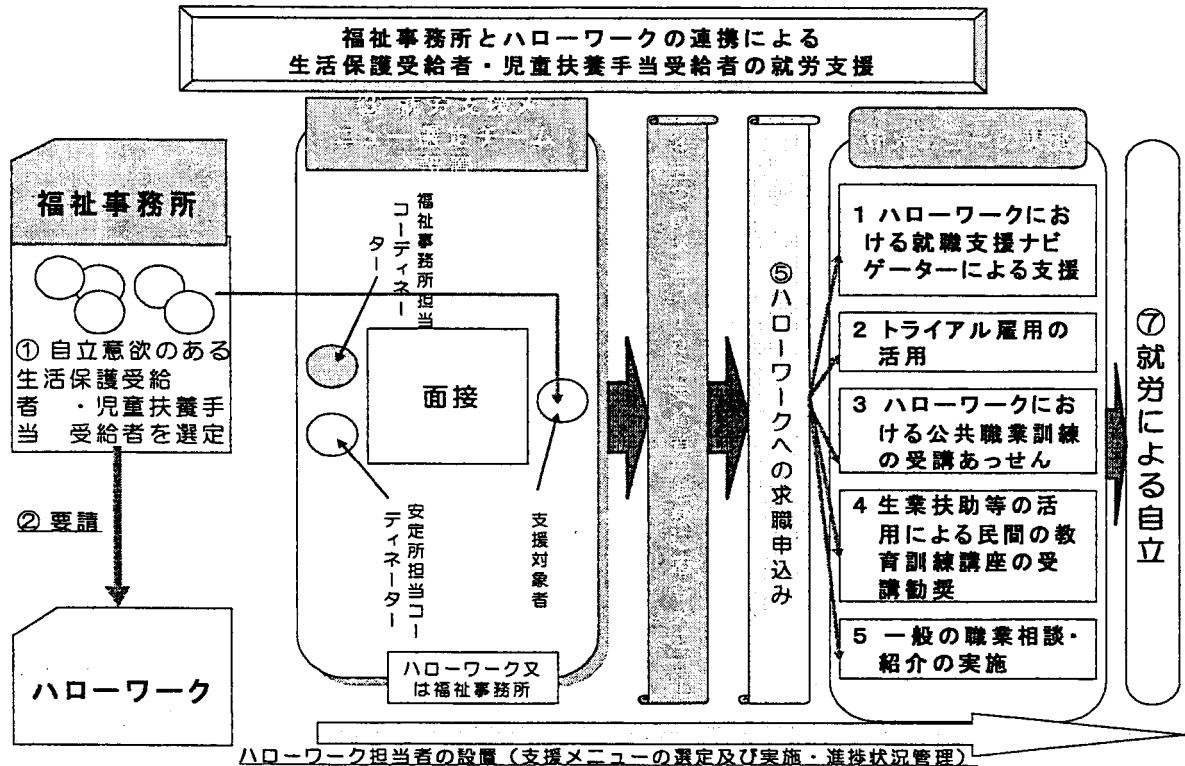
【対象者】稼働能力、就労意欲を有し、就労の開始又は継続を阻害する家庭環境上の要因等がなく、就労が可能である者  
 【支援内容】「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム実施要綱（平成17年3月31日雇児発第033119号・社援発第0331011号）参照

### 福祉事務所における就労支援プログラム

【対象者】「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの要件の一部を満たさない者等（例えば、就労経験がなく自信がない等のため、就労意欲が十分でない者）  
 【支援例】①担当ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所配置した就労支援のための専任の職員（非常勤で雇用した職業相談の経験者、カウンセラー経験者等）等により、継続的かつきめ細やかな就労相談、就労意欲の喚起、公共職業安定所への同行訪問による適職探し等を実施。（別添6「被保護者の就労支援の手引の例」参照）  
 ②協力事業所による職場訓練により、就労経験を積ませるとともに、就労意欲の維持、向上を図る。  
 ③生業扶助の活用により民間教育訓練（ビジネスマナー、パソコン講習等を含む。）を受講させる。

### 福祉事務所における若年者就労支援プログラム

【対象者】「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラムの要件の一部を満たさない者のうち、中学卒、高等学校中退等の若年者（15歳から18歳まで）  
 【支援例】①担当ケースワーカー、査察指導員、福祉事務所配置した就労支援のための専任の職員（非常勤で雇用した職業相談の経験者、カウンセラー経験者等）等により、継続的かつきめ細やかな進路相談、就労相談、就労意欲の喚起等を実施。  
 ②ジョブカフェ等専門機関の利用を助言、指導（必要に応じ同行）。  
 ③生業扶助の活用により高等学校、専修学校へ進学させる。  
 ※ジョブカフェ：政府が策定した「若者自立・挑戦プラン」に基づき、都道府県の主体的取組として整備される。若年者を対象とした雇用関連サービス（適性判断、カウンセリング、研修、職場体験、職業紹介等）をワンストップで提供する施設（平成16年度末において43都道府県に設置）



### 精神障害者就労支援プログラム

【対象者】 精神障害等により直ちには通常の就労が困難と考えられる在宅の精神障害者

【支援例】 ①精神障害者授産施設、精神障害者小規模作業所、精神障害者社会適応訓練事業等の活用により、必要な訓練を行う。

②独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が設置する地域障害者職業センターを通じ、職業準備訓練の活用、ジョブコーチ(職場適応援助者)の支援を受け、通常雇用に移行する。

③公共職業安定所との連携を通じ、試行雇用(トライアル雇用)の活用により、雇用の確保を図る。

※現在、障害者自立支援法案、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案等が国会に提出されているところであり、同法の施行等により、施設体系等の見直しを実施されることに留意する。

### 社会参加活動プログラム

【対象者】 ①稼働能力を有せず、近隣、親族等との交流が希薄で、地域社会との交流が必要と考えられる者

②遊興場等に頻繁に通い浪費の傾向がみられる等、日常生活が乱れ、生活の維持、向上等の義務を果たしていないと考えられる者

③稼働能力を有するが、昼夜逆転等日常生活の乱れがあり、直ちに就労することが困難と判断される者

【支援例】 ①社会福祉協議会を通じ、地域貢献活動を受け入れる社会福祉施設、公園清掃等を実施する公園管理者等に依頼し、福祉、環境等の地域貢献活動に参加させる。

②社会福祉協議会が自ら実施する地域貢献活動の事業に参加させる。

### 日常生活意欲向上プログラム

【対象者】 「ひきこもり」の回復途上、うつ等により、日常生活における自立意欲に欠ける者等

【支援例】 ①福祉事務所において、精神保健福祉士等を精神障害者等自立支援員として雇用し、カウンセリングを実施する。

②保健所等を通じて、精神科デイケア、精神障害者地域生活支援センター、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、参加させる。

### 高齢者健康維持・向上プログラム

【対象者】 高齢者であって、心身の健康を損ないつつある、社会とのつながりが欠ける等と考えられる者

【支援例】 ①民生委員、社会福祉協議会を通じたボランティア等による定期的な家庭訪問により、必要な見守りを実施する。

②担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士等を同行させ、生活指導、栄養指導等を行う。

③社会福祉協議会を通じた地域貢献活動の紹介、社会教育担当部局を通じた生涯学習の機会の紹介等により、社会とのつながりの維持、向上を図る。

④介護予防事業の活用

※現在、介護保険法等の一部を改正する法律案等が国会に提出されているところであり、同法の施行等により、介護予防事業について見直しを実施されることに留意する。

### 生活習慣病患者健康管理プログラム

【対象者】 生活習慣病に罹患し、医療扶助を受けている者であって、生活習慣の改善が必要と考えられる者

【支援例】 ①担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士等を同行させ、生活指導、服薬指導、運動指導、栄養指導等を行う。

②服薬、食事、運動等の記録をつけさせ、報告を求める。

### 「精神障害者退院促進支援事業」活用プログラム

【対象者】 精神科病院に入院している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者

【支援例】 ①都道府県又は指定都市が実施する精神障害者退院促進支援事業(精神障害者地域生活支援センターが中心となる退院促進支援協議会において、協力施設等における訓練(精神障害者通所授産施設における授産活動、グループホームにおける体験入居等)を調整・実施)を活用し、退院のための訓練を行う。

②担当ケースワーカーは、当該事業の自立支援員の協力を得て、退院先の確保等を行う。

※現在、障害者自立支援法案が国会に提出されているところであり、同法の施行等により、サービス体系等の見直しを実施されることに留意する。

### 元ホームレス等居宅生活支援プログラム

- 【対象者】 ①元ホームレスであって、居宅生活の維持・継続に不安がある者  
②精神病院を退院した元長期入院患者や、精神病院への入退院を繰り返す者で、居宅生活の維持・継続に不安がある者
- 【支援例】 ①民生委員、社会福祉協議会を通じたボランティア等による定期的な家庭訪問により、必要な見守りを実施する。  
②担当ケースワーカーの家庭訪問に、保健師、管理栄養士等を同行させ、生活指導、服薬指導、栄養指導等を行う。  
③救護施設のショートステイ事業の活用により、一時的に不安定になった精神状態を安定させる。  
④救護施設通所事業、通所授産施設、小規模作業所等に通わせる。
- ※現在、障害者自立支援法案が国会に提出されているところであり、同法の施行等により、サービス体系等の見直しを実施されることに留意する。

### 多重債務者等対策プログラム

- 【対象者】 多重債務者であって、債務整理が終わっていない者や、金銭管理能力に問題があり借金を繰り返す者
- 【支援例】 ①法律扶助協会、無料法律相談等の活用による、早期債務整理の相談助言  
②金銭管理能力の修得のための家計簿記帳の指導  
③ギャンブル依存症等精神的な問題が借金の原因である場合には、保健所等を通じて、精神科デイケア、当事者グループが実施するグループカウンセリング等の紹介を受け、参加させる